

職業紹介優良事業者認定制度 審査認定チェックリスト

●左端の記号について

「申」は申請必要条件（6項目）であり、1～6までの要件の全てを満たさないと優良認定の申請ができない。

「必」は必須項目（11項目）であり、すべて満たす必要がある項目

「基」は基本項目（50項目）であり、基本的な項目、項目ごとに1点配点（50点満点）

「加」は加点項目（17項目）であり、基本項目より更に上を目指した項目、項目ごとに2点配点（34点満点）

申請必要条件		申請時添付資料	判定備考
申	1	職業紹介事業の許可取得・届出より3年以上経過しており、直近3年間において職業紹介事業としての売上げ実績（手数料収入）が、毎期350万円以上ある。	事業報告書(3期分) ※
申	2	直近3年間において、2期連続赤字決算（兼業事業を含む納税申告ベース）がない。	税務申告写し 損益計算書（税務申告添付のもの） （各3期分）
申	3	直近3年間において、基準資産（純資産）が、「許可・届出事業所数×500万円以上」ある。	貸借対照表（税務申告添付のもの） 株主資本等変動計算書 （各3期分）
申	4	紹介事業許可要件における欠格事由に該当せず、直近3年間に行政処分（業務改善命令、業務停止命令）（※1）を受けていない。	誓約書※a（別表1）
申	5	直近5年間において、雇用する労働者について労働関係法令に重大な違反をしていない。	誓約書(※b)
申	6	その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実が認められない。	誓約書(※c)

※ 届出により職業紹介事業を行っているシルバー人材センター、学校法人等については応募申請の添付書類に公共職業紹介所の受領印のある「無料職業紹介事業届出書」の写しを追加し、「無料職業紹介事業届書」の受領の年月日により3年以上経過していることを確認する。

※1 行政処分は、次のものとする。

①職業紹介事業改善命令（職業安定法第48条の3）

②職業紹介事業停止命令（職業安定法第32条の9第2項（第33条第4項、第33条の2第7項、第33条の3第2項及び第33条の4第2項により読み替えられる場合を含む。））

③労働者派遣事業改善命令（労働者派遣法第49条第1項）

④労働者派遣事業停止命令（労働者派遣法第14条第2項及び第21条第2項）

⑤労働者派遣事業許可の取消し（労働者派遣法第14条第1項）

⑥労働者派遣事業廃止命令（労働者派遣法第21条第1項）

なお、行政処分の事実確認は、審査認定機関の審査員が人材サービス総合サイト(厚生労働省職業安定局運営)を検索するなどして行う。

※aの誓約書は、欠格事由に関する誓約書であり職業紹介許可法令様式第1号（第3面）に準じて作成し提出

別表1は、その書式例

※b及びcの誓約書の書式は自由。※aの誓約書と一つの文書にまとめても差支えない。

I 経営の安定性			確認資料	面談 確認	判定 備考
1. 経営方針、過去実績					
必	1	紹介事業に関する経営理念、方針等は文書化されているか	会社案内 ホームページ等	代表者 (※2)	
基	2	計画・目標は数値化されているか	同上	代表者	
基	3	役職員に周知徹底（社内報掲載、掲示板や事務所内への掲示、朝礼等での訓示等）しているか	社内報等	責 (※3) 従 (※3)	
<p>※2 「代表者」とは、法人にあつては企業・団体の長（少なくとも、職業紹介事業担当役員）、個人事業にあつては個人事業主。</p> <p>※3 「責」は職業紹介責任者、「従」は職業紹介業務に携わる従事者・担当者。</p>					
2. 財務基盤、収益性			確認資料	面談 確認	判定 備考
加	4	直近3年間において、営業損益・経常損益が赤字でないか			
加	5	直近3年間において、基準資産（純資産）が、「許可・届出事業所数×1000万円」以上あるか	貸借対照表 株主資本等変動計算書 (各3期分)	代表者 又は 責	
II 法令の遵守			確認資料	面談 確認	判定 備考
1. コンプライアンス体制					
必	6	法令遵守に関する社内規定が定められているか	法令遵守に関する社内規定	責	
基	7	法令遵守担当の役割・権限が明確化されているか	同上	責	
基	8	法令遵守に関する教育・研修を計画的に実施しているか	研修計画書 研修資料等	責 従	
加	9	法令遵守について、内部検査に関する社内規定を定め、内部検査を年間2回以上実施しているか	内部検査に関する社内規定 検査実施報告書等	責	

2. 法令遵守			確認資料	面談 確認	判定 備考
必	10	関連法令を遵守しているか(法令遵守チェックリストを用いて判定する。) ※(4)	法令遵守チェックリスト 記載の確認資料	責	
※4 法令遵守チェックリスト 別表2					
3. 個人情報保護と求人者情報管理			確認資料	面談 確認	判定 備考
加	11	内部検査に関する社内規定を制定し、パソコン、メール、FAX、外部記憶装置等からの情報漏えいについて年間2回以上検査しているか	内部検査に関する社内規定 検査実施報告書等	責	
必	12	個人情報管理に関する規定があり、漏洩防止具体策が明文化されているか	個人情報管理に関する規定	責	
基	13	求人者情報管理に関する規定があり、漏洩防止対策が明文化されているか	求人者情報管理に関する 規定 基本契約書(秘密保持条 項) 秘密情報保持契約等	責	
加	14	特に重要な事項(守秘義務、第三者提供の制限、取得してはならない情報等)について少なくとも年間1回以上教育・研修を実施しているか	研修計画書 研修資料等	責 従	
III 業務の適正運営					
1. 求人開拓等			確認資料	面談 確認	判定 備考
①求職者にマッチした求人先の開拓					
基	15	求職者情報と求人情報のマッチング分析を踏まえて求人開拓を行っているか	求職者および求人者情報の分析帳票等	責	
基	16	求職者情報をデータベース化し、求人者担当と共有化しているか	データベース資料 データベースの操作マニュアル	責	
基	17	数値化目標はあるか	事業計画書 予算書等	責	
基	18	プラン・ドウ・チェック(マネジメントサイクル)を実施しているか	目標管理帳票 営業会議資料等	責	

基	19	求人開拓の責任者（担当者）は明確化されているか	職務分担表 組織図等	責	
基	20	求人開拓担当個人レベルでの目標が示されているか	目標管理帳票、営業計画書 等	責 従	
②適正な宣伝広告					
基	21	ホームページ（HP）の開設、または、会社案内（営業パンフレット）を作成しているか	ホームページ画面 会社案内（営業パンフレット）	責	
必	22	手数料の取扱い（手数料の料率、対象となる賃金の範囲、成功報酬制等）をHP等で公開しているか	同上	責	
基	23	取り扱う範囲（限定職種、地域、求職者等）を具体的に表示しているか	同上	責	
基	24	紹介所の特徴、強み、得意とする業界などをアピールしているか	同上	責	
③公正競争					
必	25	同業者間での談合（価格協定）や採算度外視した料率を武器に営業する等不公正な取引を行っていないか（※5）	誓約書（※d）	責	
<p>※5 無料職業紹介事業者は適用外</p> <p>※d 誓約書の書式自由。1ページ「申」のニの誓約書（※a）とまとめても差支えない。</p>					
2. 求職者募集					
①求人案件にマッチした求職者等の募集			確認資料	面談 確認	判定 備考
基	26	求人情報と求職者情報のマッチング分析を踏まえて求職者を募集しているか	求職者および求人者情報の分析帳票 募集広告 HPの募集画面等	責	
基	27	求人情報をデータベース化し、求職者担当と共有化しているか	データベース資料	責	
基	28	数値化目標はあるか	事業計画書 予算書等	責	
基	29	プラン・ドウ・チェック（マネジメントサイクル）を実施しているか	目標管理帳票 営業会議資料等	責	

基	30	求職者募集の責任者は明確化されているか	職務分担表 組織図等	責	
基	31	求職者募集担当個人レベルの目標が示されているか	目標管理帳票 営業計画書等	責 従	
② 適正な募集行為					
必	32	個人情報取得ガイドライン（※6）に反するような方法で個人情報を取得していないか	個人情報保護規定（収集、 取得条項） 個人情報取得マニュアル等	責	
必	33	求職者の意向に反した執拗（迷惑）なスカウト行為（早朝・深夜等の非常識な時間帯、求職者の勤務先への頻繁な電話・メール等）をしていないか	業務マニュアル 服務規律	責 従	
<p>※6 個人情報取得ガイドラインとは、「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」第4項の1のこと。</p> <p>第4 法第5条の4に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い）</p> <p>1 個人情報の収集、保管及び使用</p> <p>(1) 職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。</p> <p>イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項</p> <p>ロ 思想及び信条</p> <p>ハ 労働組合への加入状況</p> <p>(2) 職業紹介事業者等は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。</p> <p>(3) 職業紹介事業者等は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類により提出を求めること。</p> <p>(4) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。</p>					
3. 求人受付					
①求人案件の詳細かつ具体的な把握			確認資料	面談 確認	判定 備考
基	34	求人申込書（求人票）には労働条件の他にも情報（求人企業情報、応募資格・要件、採用方法、求める人物像等）が記載されているか	求人マニュアル 求人票 求人申込書	責	

基	35	仕事内容や配属先の職場環境等、具体的な説明を求め、記録しているか	同上	責	
加	36	新規取引先は全件訪問し、その内容を記録(写真含む)しているか	求人マニュアル 営業記録 取引先管理簿等	責	
②求人票（労働条件等の明示）の受理と点検					
基	37	求人申込みは書面・メールで受けているか	求人マニュアル 求人申込書	責	
基	38	求人の有効期間について、説明・確認しているか（※7）	求人マニュアル 求人申込書等	責	
必	39	差別的な求人申込みや法令違反（社会保険、最低賃金、不法就労等）の求人申込ではないかチェックしているか	求人マニュアル 求人票 求人申込書等	責	
※7 雇用期間が30日以内の求人を除く					
③取引契約書の締結					
基	40	紹介業務を行う前に基本契約書（※8）を締結しているか	求人マニュアル 基本契約書	責	
基	41	内容は問題ないか（基本的な項目が洩れていないか、差別的採用など不適切な条項が入っていないか）	基本契約書	責	
※8 基本契約書とは、その名称を問わず、職業紹介事業者と求人者との間で、締結される職業紹介に関する契約であって、次の項目を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 職業紹介に対する手数料に関する事 ② 個人情報保護及び秘密の保持に関する事 ③ 契約の有効期間、更新、解除に関する事 					
④反社会的企業や問題ある企業等との取引					
必	42	各地方公共団体の定める暴力団排除条例や公然となった取引企業の犯罪（外国人の不法就労助長等）等を役職員と共有し、暴力団関連企業、法令遵守に問題のある企業に適切に対応しているか	反社会的企業取引に関する社内規定 基本契約書（反社会的勢力排除のための条項）等	責	

⑤採用に関する提案、コンサルティング					
加	43	年間4回以上、適切な内容の情報を提供しているか (※9)	情報提供資料等	責	
加	44	年間2回(4時間)以上開催し、参加者の評価測定(アンケート等)をしているか(※10)	アンケート用紙 アンケート記録等	責	
※9 情報提供の対象は、求人者のほか、求人者となろうとする者を含む。 ※10 セミナー、講演会等の対象は、求人者のほか、求人者となろうとする者を含む。					
⑥求人情報の管理					
基	45	有効期間の定めのない求人申込みがないか(※11)	求人票 求人管理簿 求人申込書等	責	
基	46	求人管理簿に有効期間の記録がなされているか	求人管理簿	責	
基	47	受付より一定期間(3ヶ月以上)メンテナンス(※12)をしていない求人申込みはないか	求人マニュアル、 求人管理簿等	責	
※11 雇用期間が30日以内の求人を除く。 ※12 メンテナンスとは、求人の有効又は無効を確認するとともに、求人管理簿等の所要の整理を行うこと。					
4. 求職受付			確認資料	面談 確認	判定 備考
①求職者の希望、能力、適性把握					
基	48	面談して、新規申込の求職者の希望・能力・経歴・適性を把握しているか	求職者対応マニュアル 求職申込書 求職登録票 面談記録等	責	
基	49	面談等は求職者一人毎にプライバシーが保たれる方法で行われているか	求職者対応マニュアル 面談施設	責	
基	50	求職者の面談記録は保管されているか	求職申込書 求職登録票 面談記録等	責	
加	51	就業上重要な保有資格について確認するとともに、経歴・学歴の空白期間等について把握し、必要な確認をしているか	求職者対応マニュアル、 求職申込書 求職登録票 面談記録保有資格写し	責	

②求人内容の説明					
基	52	法定事項以外の求人案件の説明についても文書・メールで行っているか	求職者対応マニュアル 求人票等	責	
基	53	説明内容は求職者にとって適切・十分な内容か(企業の情報、応募資格・要件、採用方法、職場環境等)	同上	責	
③転職・就職ノウハウ提供					
基	54	履歴書等の添削助言、企業面接のアドバイスを実施しているか	求職者対応マニュアル 相談・アドバイスの手引 面談記録等	責	
基	55	求職者向けアドバイスに関する社内マニュアル等はあるか	求職者向けアドバイスの 社内マニュアル等	責	
④キャリアカウンセリング					
加	56	キャリアカウンセルに関する社内マニュアルやその担当者(責任者)を定めているか	キャリアカウンセルに関する社内マニュアル	責	
加	57	必要十分な割合(※11)の有資格者がいるか	資格証明の写し カウンセリング記録等	責	
※11 必要十分な割合とは、キャリアカウンセリングを希望する求職者に対し、キャリアカウンセリングを行う際に必ず有資格者(別表3に定める資格を有する者)が対応していること。					
⑤求職情報の管理					
基	58	有効期間の定めのない求職申込みがないか(※12)	求職者対応マニュアル 求職申込書 求職管理簿等	責	
基	59	求職管理簿に有効期間の記録がなされているか	求職管理簿	責	
基	60	受付より一定期間(3か月以上)メンテナンス(※13)をしていない求職申込みはないか	求職者対応マニュアル 求職管理簿等	責	
※12 30日以内の短期雇用を希望する求職者を除く。 ※13 メンテナンスとは、求職の有効又は無効を確認するとともに、求職管理簿等の所要の整理を行うこと。					
⑥求職者研修の実施					
加	61	希望する求職者向けにビジネスマナー、就業予定業務の基礎等の研修を実施しているか	研修資料等	責	
加	62	求職者の能力開発を支援するための教育訓練や研修・勉強会などを行っているか	研修資料 企画書等	責	

5. 紹介あつせん ①紹介実績			確認資料	面談 確認	判定 備考
基	63	求職者について、受付から一定期間（1週間）経過しても紹介がなされていない案件について、を把握・分析し、フォロー（経過説明等）（※16）をしているか	求職者対応マニュアル 求職管理簿 相談記録等	責	
基	64	求人者について、受付から一定期間（1週間）経過しても紹介がなされていない案件について、を把握・分析し、フォロー（経過説明等）をしているか	求職者対応マニュアル 求人管理簿 相談記録等	責	
※16 フォローとは、求人者に対し、職業紹介の状況等について説明すること。					
②責任ある紹介あつせん					
基	65	全ての紹介案件に紹介状等（※17）を発行しているか	業務マニュアル 発行紹介状の写し 紹介あつせんメール写し等	責	
基	66	紹介状等にはあつせん理由が記載されているか	同上	責	
基	67	紹介する際に担当者を明らかにしているか	同上	責	
基	68	面接同行や立会を積極的に行っているか	紹介管理簿 求職者管理台帳等	責 従	
基	69	面接を設定（時間、場所、交通費支給等）する際に、求職者の意向を求人者に働きかけているか	同上	責 従	
※17 紹介状等とは、職業紹介事業者が紹介あつせんを行ったことを証する文書・メール等。					
③苦情への対応					
必	70	苦情相談に関する社内規定はあるか	苦情相談に関する社内規定	責	
基	71	ホームページなどで苦情処理窓口を明らかにしているか	ホームページ画面等	責	
加	72	苦情相談情報を記録し、勉強会・研修会により、職業紹介に従事する者の中で共有が図られているか（※18）	苦情相談記録 苦情相談研修 勉強会の資料等	責 従	
※18 苦情相談情報に含まれる個人情報保護法に係る情報については、職業紹介事業の許可申請の際に提出する個人情報適正管理規定に定める範囲を超えないこと。					

6. 紹介後のフォロー			確認資料	面談 確認	判定 備考
①短期退職した場合の紹介事業者の対応					
基	73	基本契約書に返戻条項があるか（※19）	基本契約書	責	
基	74	パンフレット・HPなどで短期退職返戻について説明しているか（※20）	営業パンフレット ホームページ 基本契約書等	責	
※19、※20 無料職業紹介事業所及び厚生労働省令で定める紹介手数料等により、求職者に賃金が支払われた後に、紹介手数料を受領する方式を適用する場合など、紹介手数料に返戻が生じない場合は、本項目適用外。					
②紹介結果の利用者満足度等					
加	75	求人者、求職者の意見や評価を取得する制度が構築されており、アンケート結果等を従業員に開示するなど経営改善に役立っているか	アンケート集計表 評価分析検討資料等	責	
加	76	不成立案件の原因分析を行い、フォロー（求人・求職者に対するアドバイス等）をしているか	不成立案件のサンプル等	責 従	
IV その他					
1. 情報公開			確認資料	面談 確認	判定 備考
基	77	法令で定めるもの以外の情報（経営方針等）についても公開しているか			
2. 就職困難者（※21）への取組み			確認資料	面談 確認	判定 備考
加	78	就職困難者が働ける就業先（求人者）を開拓し、人材活用に注力しているか			

※21 就職困難者とは高齢者、障害者、母（父）子家庭者等のこと。

誓約書（欠格事由非該当）

申請者は職業安定法第32条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第48条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ハ 職業安定法第32条の9第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- ニ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからハまで又はホのいずれかに該当するもの
- ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

上記イ中の政令で定める法律の規定は次のとおり。

- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- ・ 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- ・ 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第一号を除く。）及び第51条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- ・ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20及び第21条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る同法第66条の規定
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定

また、職業紹介責任者は、未成年者でなく、かつ、上記のイ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

年 月 日

所在地

申請事業者名称

代表者

印

法令遵守チェックリスト

- 法令遵守の審査は、本チェックリストを用いて行います。
- 自主点検、は、○×で記入してください。

事業所名 _____ 自主点検実施者 _____ 自主点検実施日 _____

審査認定機関 _____ 担当審査員名 _____ 審査実施日 _____

No	法令	審査項目	確認資料	自主点検	判定備考
1	職安法 第32条の11第1項及び施行規則第24条の3	港湾・建設の職業を紹介してはならない。（※有料職業紹介所のみ）	求人票（労働条件等の明示書）等		
2	職安法 第32条の3第1項、第2項、施行規則第20条第1項、第2項、第4項、附則第4項	職業紹介に関し、法定手数料、届出手数料以外に、いかなる名義でもその実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。	手数料表、取引基本契約書、手数料管理簿等		
3	職安法 第32条の7第1項	所定の項目に変更があった場合は、所定期日内に届け出しなければならない。	変更届（控）の確認、商業登記簿謄本、定款等		
4	職安法 第32条の14	事業所ごとに専属する職業紹介責任者を選任しなければならない。	選任届・変更届等		
5	職安法 第32条の15	事業所毎に法定帳簿を作成し、備え付けなければならない。	法定帳簿（求人・求職・手数料管理簿）		
6	職安法 第44条	法第45条に規定する場合を除き、労働者供給事業を行ってはならない。	—		
7	職安法 第51条第1項	業務上知り得た「人の秘密」を他に漏らしてはならない。	秘密保持契約又は就業規則の秘密保持条項等		
8	職安法 第65条第8号	虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して職業紹介してはならない。	求人票（労働条件等の明示書）等		
9	職安法 第65条第9号	労働条件が法令に違反する工場事業場等のために職業紹介してはならない。	求人票（労働条件等の明示書）等		

10	職安法 第5条の3第1項、 第2項、施行規則第 4条の2	求人者は紹介事業者に対して労働条件等を明示しなければならない。又、紹介事業者は求職者に対して、労働条件等を明示しなければならない。	求人管理台帳		
11	職安法 第32条の13、施行 規則第24条の5	紹介事業者は、求人者・求職者から求人・求職の申込みを受理した場合は速やかに、取扱い職種の範囲等を明示しなければならない。	取扱い職種の範囲等の 書面 求人・求職管理台帳		
12	職安法 第51条第2項	業務上知り得た個人情報や求人者等に関する情報をみだりに他に知らせてはならない。	秘密保持契約又は就業規則の秘密保持条項等		

関連法令

	法令	審査項目	確認資料	自主点検	判定備考
13	個人情報保護法 第23条	本人の同意なくして、個人データを第3者に提供してはならない。	第3者提供同意書等		
14	雇用対策法第10条	募集・採用について、法令で定める以外を除いて、年齢差別をしていないか	求人票（労働条件等の明示書）		
15	雇用機会均等法 第5条	募集・採用について、法令で定める以外を除いて、性差別していないか	求人票（労働条件等の明示書）		
16	労働基準法 第24条 （職安法第44条）	雇用主は賃金を労働者に直接支払っているか （間接払いをしている場合は労働者供給事業に該当しないか→項目6へ）	手数料管理簿 手数料銀行口座記録等		
17	入管法 第73条	外国人の不法就労に関するあっせんをしていないか	就労資格証明書等		

別表 3

職業紹介優良認定制度評価項目 No. 5 7 「キャリア・コンサルタント、職業紹介士、人材紹介コンサルタント等の資格を有する者が一定割合以上いる」の対象となる資格一覧

資格名	資格付与団体	備考
キャリア・コンサルティング技能士 (1級、2級)	特定非営利活動法人 キャリア・コンサルティング協議会	厚労省指定技能検定合格者
キャリア・コンサルタント	公益財団法人 日本生産性本部	技能検定評価試験の指定資格
キャリア・コンサルタント	特定非営利活動法人 日本キャリア・マネジメント・ カウンセラー協会	同上
TCC マスター・キャリアカウンセラ ー	テンプスタッフキャリアコンサルティ ング株式会社	同上
キャリア・コンサルタント	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会	同上
CDA(Career Development Adviser)	特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会	同上
GCDF (Global Career Development Facilitator) -Japan	特定非営利活動法人 キャリアカウンセリング協会	同上
ICDS (Intelligence Career Design Supporters) キャリア・コンサルタ ント	特定非営利活動法人 ICDS	同上
NPO 生涯学習キャリア・コンサルタ ント	特定非営利活動法人 エヌピーオー生涯学習	同上
株式会社テクノファ認定キャリア・ カウンセラー	株式会社 テクノファ	同上
財団法人関西カウンセリングセンタ ーキャリア・コンサルタント	公益財団法人 関西カウンセリングセンター	同上

資格名	資格付与団体
職業紹介士	公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
人材紹介コンサルタント	一般社団法人 日本人材紹介事業協会